

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第5条 津波による損傷の防止 (津波監視))

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221017-13	1	(5条-別添1-Ⅱ-2-157) 津波来襲に対して監視できない範囲があるが、当該範囲と基準適合上の要求との関係を整理し、監視範囲の妥当性を説明すること。	R4.10.17	本日回答	R5.11.30 ヒアリング (予定)	基準適合上の要求である「敷地への津波の繰り返しの来襲を察知するとともに、来襲状況を把握し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。」に対して、主要位置における津波防護施設及び浸水防止設備の状態、並びに敷地前面における津波来襲状況を把握できるよう津波監視カメラ2台設置する方針から4台設置する方針に変更した。	(R5.11.27) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.35)』 ■別添1 4.3項 p.5条-別添1-Ⅱ-4-53	
221017-14	2	(5条-別添1-添付20-3) 津波監視カメラの考え方について、津波来襲後の構内状況を監視するとしているが、現状のカメラ配置では構内の状況がすべて確認できるようになっていない。津波監視カメラを設置する考え方を整理し説明すること。	R4.10.17	本日回答	R5.11.30 ヒアリング (予定)	津波監視カメラの設置台数を2台から4台に変更したことにより、概ね構内の状況を把握することが可能である。また、構内の状況は「設置許可基準規則第26条(原子炉制御室等)」の要求に基づき中央制御室から外の状況を把握する設備として設置する構内監視カメラにより監視可能な設計とする。	(R5.11.27) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.35)』 ■別添1 4.3項 p.5条-別添1-Ⅱ-4-53, 56, 57	
221017-15	3	(5条-別添1-Ⅱ-2-156) 取水ピット水位計と潮位計の設置理由について測定可能範囲・測定原理を踏まえて説明すること。	R4.10.17	本日一部説明	R5.11.30 ヒアリング (予定)	取水ピット水位計では主に下降側水位、潮位計では上昇側及び下降側水位を確認する目的で津波監視設備とする方針としていたが、潮位計の測定可能範囲にて津波の来襲状況(入力津波高さ)を監視可能であると考えられることから、取水ピット水位計は津波監視設備としない方針とした。 潮位計は圧力式の水位計であり、設置位置のT.P.-7.5mからT.P.13.8mまで監視可能である。 なお、入力津波高さは確定していないことから、入力津波高さ確定後に再度妥当性をご説明する。	(R5.11.27) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.35)』 ■別添1 4.3項 p.5条-別添1-Ⅱ-4-62, 63	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。